外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である海田雅人が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年十月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内

ＡＲＥＩＦオフショア・ピーティー

イー・リミテッド

日本における代表者　海田　雅人

限定承認公告

本籍北海道根室市海岸町二丁目一九番地、最後の住所神奈川県高座郡寒川町倉見五九九番地三藤美荘一―一号

被相続人　亡　寶田　正男

右被相続人は平成二十三年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年十月五日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

北海道根室市宝林町一丁目九一番地一

相続財産管理人　鵜飼　豪生

代理人　弁護士　今　重一

限定承認公告

本籍大阪府豊能郡豊能町光風台四丁目五番地二、最後の住所大阪府箕面市小野原東三丁目三番一〇―三〇六号

被相続人　亡　塩瀬かよ子

右被相続人は平成二十三年七月八日死亡し、その相続人は平成二十三年十月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都品川区旗の台二―一〇―二―四〇六

限定承認者　今井　翼

限定承認公告

本籍大韓民国、最後の住所東京都港区台場一丁目一番二―三〇一〇号トミンタワー台場一番街

被相続人　亡　趙　丁　奎

右被相続人は平成二十三年五月八日死亡し、その相続人は平成二十三年八月六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都港区台場一丁目一番二―三〇一〇号

トミンタワー台場一番街

限定承認者　趙　鏞　三

東京都港区台場一丁目一番二―三〇一〇号

トミンタワー台場一番街

限定承認者　趙　鏞　仁

限定承認公告

本籍新潟県新潟市西区内野町一三一六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　朝妻　信一

右被相続人は平成二十三年八月十五日死亡し、その相続人は平成二十三年十月四日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

新潟県新潟市西区内野町一三一六番地

相続財産管理人　朝妻　祥

限定承認公告

本籍神戸市長田区大谷町三丁目四〇番地六九、最後の住所神戸市長田区大谷町三丁目二三番九号

被相続人　亡　重松　静二

右被相続人は平成二十三年六月二十七日死亡し、その相続人は平成二十三年十月四日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

神戸市長田区大谷町三丁目一―四一藤和ライブタウン西代山手八〇五

相続財産管理人　重松　一

特定社債権者集会招集公告

特定社債権者各位

左記のとおりアーセナルアセット特定目的会社第一回一号特定社債（一般担保付及び適格機関投資家限定）（以下「一号特定社債」といいます。）及びアーセナルアセット特定目的会社第一回二号特定社債（一般担保付及び適格機関投資家限定）（以下「二号特定社債」といい、一号特定社債と総称して「本特定社債」といいます。）につき、本特定社債の種類ごとに、各特定社債権者集会（以下、個別に又は総称して「本集会」といいます。）を開催いたしますので公告いたします。

本集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第百十八条にて特定社債に準用する同法第八十六条第二項の規定に基づく提示のため、ご所有の振替法第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」といいます。）を添え、平成二十三年十月三十一日までに次の場所にご送付願います。なお、本集会にご出席される場合は、当日ご所有の証明書（代理人ご出席の場合はさらに委任状）及び本人確認書類の提示が必要となりますので、ご持参ください。なお、本集会に当日ご出席願えない場合は、事前に書面を提出することにより議決権を行使することができます。かかる場合は、平成二十三年十月二十四日から本集会が開催される日時までにご提出ください。なお、賛否の表示をされない場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

記

一、日時

一号特定社債につき、平成二十三年十一月八日（火曜日）午前八時三十分

二号特定社債につき、平成二十三年十一月八日（火曜日）午前八時四十分

一、場所（一号特定社債及び二号特定社債共通）

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　アーセナルアセット特定目的会社　本店会議室

一、集会の目的たる事項

本特定社債の社債要項の一部を変更する件

右議案は、本特定社債の社債要項の規定のうち、「利率」（第四項）、「利息支払の方法及び期限」（第八項）、「償還の方法」（第十項）、「発行会社の資金管理、利金支払及び元金償還の順序・方法」（第十一項）、「一般担保」（第十四項）、「発行会社の遵守事項」（第十五項）、「期限の利益喪失事由」（第十六項）及び別紙二「定義集」その他必要な事項の現行の記載を変更するために提出されるものです。

右記議案に関する詳細は、左記の連絡先にご照会ください。

（連絡先）東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　アーセナルアセット特定目的会社

平成二十三年十月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　アーセナルアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

正誤

平成二十二年六月二十五日（号外第百二十四号）外務省告示第三百十二号（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件）

（原稿誤り）

八ページ上段一一行目と一二行目の間に次を加える。

別の活動地域：ソマリア

ページ	段	行	誤	正
九四		五二二六度から五五四度まで		六度まで
五四		終りから一二	四・六	四・五
〃	〃	〃 九四九		五一

平成十四年四月一日（号外第六十七号）海上保安庁告示第百五号（同）

（原稿誤り）

四四九ページ二段終わりから二二行目と二一行目の間に次の一行を加える。

灯　質　群閃白光　毎六秒に二閃光

平成二十三年八月十日海上保安庁告示第百七十四号（同）

（原稿誤り）

六一	終りから一二	実効光度三八	三八

同年九月十四日海上保安庁告示第二百六号（同）

（原稿誤り）

九二	終りから一七	三〇〇	三三〇

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十七日付第二三三号九月十三日付衆会第一号㈠二

六ページ●同日付政府調達第一九四号二四ページ●九四ページ●同㈡二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）